

「十日町市プレミアム商品券 2025」

実施要項・加盟店募集要項

1. 目的

エネルギー価格を始めとする物価高騰により冷え込んだ消費マインドの回復と、これらの影響を大きく受けている市民の家計負担の軽減を図るとともに、消費喚起により厳しい経営環境下にある市内の中小・零細事業者の振興を図ること目的に、プレミアム付き商品券の発行を行う。

2. 発行総額

2億8,750万円（内プレミアム分3,750万円）

3. 発行内容

1冊 10,000円(500円券×23枚綴り:11,500円分)を25,000冊発行

■プレミアム商品券の構成

- ①中小店・大型店共通券（500 円券）： 6 枚 *すべての加盟店で使用できます
②中小店専用券（500 円券） : 17 枚 *大型店では使用できません

4. 有効期間

令和7年8月19日（火）～令和7年10月31日（金）

*有効期間を過ぎた商品券は無効となります

5. 加盟店

十日町市内の小売業、サービス業（飲食業、旅館業、理美容業等）、運輸業、建設業等
ただし、下記に該当するものは対象外とします

- ・公序良俗保持の観点から風俗・娯楽業を営む事業者（公金が支出されることから）

6. 加盟店負担金

中小店：（会議所・商工会の会員） 1% （会議所・商工会の非会員） 3%

大型店：（会議所・商工会の会員） 3% （会議所・商工会の非会員） 6%

* 加盟店負担金をお客様からご負担いただくことはしないでください。

■本事業でいう大型店とは、下記の中小企業を超える規模の事業者とします

*** 中小企業基本法第2条 中小企業者の定義**

小 売 業：資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下の企業

サ ー ビ ス 業：資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下の企業

建設業、運輸業等：資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下の企業

* 但し、

- ①大規模小売店舗立地法により、都道府県へ届出している小売店舗面積が1000㎡以上に該当する中小店の大規模小売店舗は、大型店扱いとします
- ②中小企業基本法又は大規模小売店舗立地法の定義で大企業であっても、十日町市に本社が所在する企業は中小店扱いとします

7. 販売について

○一般販売：令和7年8月19日（火）～8月25日（月）

○購入上限：市内の全世帯（およそ2万世帯）が必ず買えるよう、1世帯1冊とする

○購入方法：購入券（市報8月10日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシに印刷します）と引換えに販売します

* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とします

* 十日町市役所の各支所、公民館、十日町市商工会（本所及び各支所）、浦田地区交流センターでは土日の販売は行いません

※売れ残った場合は再販売を行います

○販売期間：令和7年8月31日（日）～売り切れまで

○購入上限：残数により決定します

○購入方法：購入券（市報8月10日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシに印刷します）と引換えに販売します

* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とします

* 市役所本庁・支所、商工会議所での初日（8月31日）販売は残数の85%とし、15%は9月1日より販売します。但し、9月6日以降は支所での販売は行いません

* 公民館での販売は行いません。浦田地区交流センターでの土日販売は行いません

* 市役所本庁・支所、商工会議所、商工会本所・支所での土日販売は8月31日（日）のみです

8. 販売所

①会議所・商工会

十日町商工会議所、十日町市商工会（本所、水沢支所、中里支所、松代支所、松之山支所）

②市役所・公民館

十日町市役所（本庁、川西支所、中里支所、松代支所、松之山支所）

公民館（中条、下条、吉田、水沢）

③各地区加盟店の中から数店を販売所として依頼します

9. 加盟店登録方法

①加盟店登録申込書兼誓約書に必要事項記入のうえ、**7月11日（金）**までに十日町商工会議所、十日町市商工会（本所又は各支所）にFAX等でお申し込み下さい

②期日までにお申し込み頂いた場合は、市報8月10日号に折込みのお知らせチラシに掲載します

10. 加盟店換金方法

①加盟店は商品券裏面の引換店の欄に店名をご記入ください（ゴム印でも結構です）

* 換金する商品券の枚数が多い場合は、おおむね100枚程度を輪ゴム等でまとめ、一番上と一番下の商品券にのみ店名をご記入ください。

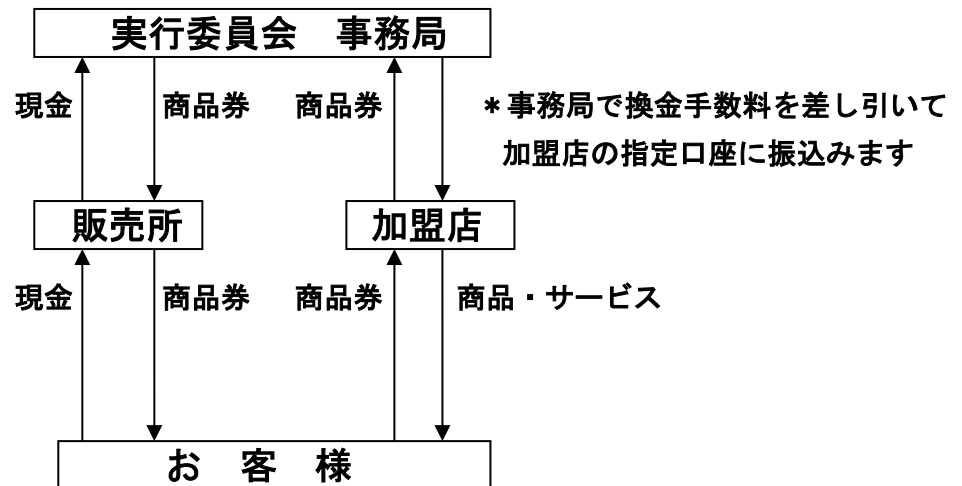
②加盟店は使用された商品券を事務局へご提出ください（土・日・祝日閉館）

③事務局は額面から換金手数料を引いた額を、加盟店指定の口座に2週間以内に振り込みます

④換金期限は**令和7年11月10日（月）**までです

* 期限を過ぎた商品券は無効となりますのでご注意ください

[プレミアム商品券事業の発行と回収フロー]



11. その他

- ①購入した商品券を加盟店自らの商品仕入等に使用することは禁止します。また直接換金も禁止します
- ②事業活動に伴う支払いには使用できません
- ③十日町市が実施する他の補助事業への使用はできません
- ④1度使用された商品券は、再使用できません
- ⑤現金決済以外には使用できません
- ⑥偽造された商品券を受け取った場合や商品券の盗難、紛失等は、加盟店の責任となりますので、取り扱いには十分注意してください
- ⑦その他不正使用があった場合は、返還請求等の処置をとります
- ⑧商品券使用時のつり銭は出さないでください
- ⑨1会計で使用できる上限額は5万円です
- ⑩加盟店負担金をお客様からご負担いただくことはしないでください
- ⑪十日町市プレミアム商品券実行委員会は適格請求書発行事業者ではないため、インボイスの発行は出来ません

12. P R 方 法

- ①市報（8月10日号）にチラシを折込みます
- ②加盟店へ店頭掲示用のポスターを2枚配布します

13. 問 合 せ 先

十日町市プレミアム商品券実行委員会

十日町商工会議所	Tel 7 5 7－5 1 1 1	FAX 7 5 2－6 0 4 4
十日町市商工会本所	Tel 7 6 8－2 1 7 6	FAX 7 6 8－4 3 0 1
十日町市商工会水沢支所	Tel 7 5 8－3 0 3 5	FAX 7 5 8－4 0 0 4
十日町市商工会中里支所	Tel 7 6 3－2 8 6 8	FAX 7 6 3－4 1 8 8
十日町市商工会松代支所	Tel 5 9 7－2 0 0 6	FAX 5 9 7－2 3 6 0
十日町市商工会松之山支所	Tel 5 9 6－2 1 7 4	FAX 5 9 6－2 3 5 0